

住宅改修のトラブル にご注意を！

介護保険を利用して行う住宅改修は
「できない」ことを「できる」に変える大切なサービスです。

全国的に介護保険の住宅改修のトラブルの事例が報告されており、
本市においても情報が寄せられています。

- 突然訪問し、強引な勧誘を行ったり、長時間居すわり契約を迫る。
- 執拗に追加工事を要求する。
- 要望を聞かず一方的に話を進めてしまう。
- 「役所、ケアマネージャーの紹介で・・・」という虚偽の営業 など

このような業者には十分に注意しましょう！

トラブルを避けるために

住宅改修をするときには、必ず事前に

- ケアマネージャー、家族等に**相談**しましょう。
- 複数の業者**から見積りを取りましょう。

工事が始まってからでは手遅れになりかねません。

少しでも疑問がある場合は、裏面の連絡先に必ずご相談ください。

津市 介護保険課

介護保険を利用して住宅改修を行うには、ルールがあります。

- 要介護(要支援)認定を受けている方が利用できます。
- 津市への事前申請及び工事着工の許可が必要です。
- 1割(一定以上所得者は2割又は3割)の自己負担が必要です。
- 支給限度額は20万円で、支給限度額内であれば、複数回に分けての利用も可能です。

「介護保険を使えばタダで工事ができますよ」、「利用者負担の1割はサービスしますよ」などの勧誘には注意が必要です。

自己負担をせずに、介護保険を利用して住宅改修を行った場合は違法になり、保険給付費の返還を求められることがあります。

セールスの時に・・・

市職員と偽ったり、「役所、ケアマネジャーの紹介で」と嘘をついたり、「モニター価格だから」などと、根拠のない値引きを口実に契約を迫ることがあります。このような場合は、遠慮せずにはっきりと断ることが大切です。

また、1社の見積りだけで契約するのではなく、必ず複数の業者から見積りを取り、業者を客観的に比較することが大切です。

市職員が訪問して住宅改修を勧めたり、住宅改修業者を紹介したりすることは決してありません。

消費者は、法律で保護されています。強引な契約は、解除できます。

●訪問販売による契約はクーリング・オフできます。

訪問販売による自宅での契約は、契約から8日以内なら、契約を解除(クーリング・オフ)できることが法律で定められています(特定商取引に関する法律)。

※工事に着手してしまうと手続きが煩雑になります。

クーリング・オフ期間中は工事に着手させないようにしましょう。



◆上記のような業者が訪問した際は、市介護保険課、お近くの地域包括支援センター、津市消費生活センターまでご相談ください。

津市介護保険課 TEL : 229-3149

津市地域包括支援センター TEL : 229-3294

津中央地域包括支援センター TEL : 253-5225

津中部中地域包括支援センター TEL : 271-6535

津中部北地域包括支援センター TEL : 213-3181

津中部東地域包括支援センター TEL : 213-8115

津中部西地域包括支援センター TEL : 237-2018

津中部南地域包括支援センター TEL : 238-6511

津北部東地域包括支援センター TEL : 245-6666

津北部西地域包括支援センター TEL : 267-1125

津久居地域包括支援センター TEL : 254-4165

津一志地域包括支援センター TEL : 262-7295

津市消費生活センター TEL : 229-3313